

研究ノート

看図アプローチの法学教育への活用（Ⅲ） —社会的迷惑行為を題材にして—

鹿内信善¹⁾・大山和寿²⁾・石田ゆき³⁾・山下雅佳実⁴⁾

SHIKANAI Nobuyoshi OHYAMA Kazutoshi ISHIDA Yuki YAMASHITA Akemi

キーワード：看図アプローチ・法学教育・社会的迷惑行為・アクティブラーニング

1. はじめに

「難解で退屈にみえる法律は，古今東西の初学者をしばしば絶望させてきた。将来の生活のため，つまり『パンのための学問』と割り切って，我慢して勉強を続けている人も多いだろう。（青木 2020,p.145）」

これは実際に大学で法学教育に携わっている先生の指摘です。青木（2020,p.25）によれば，日本では「法学部への入学者は毎年 3 万 6000 人前後」にも及ぶのだそうです。

法学部の学生以外にも，大学で法律を学ばなければいけない学生は多くいます。例えば，建築学科の学生は少なくとも建築基準法は学ばなければいけません。さらに景観法等の学習も求められます。建築学科の学生を学習者にした景観法についての授業モデルは，鹿内他（2009a,2009b,2013）で報告しています。また，この授業モデルの追実践が伊藤他（2010a,2010b,2014）によって行われています。いずれも看図アプローチ基盤型の授業です。

教育学部の学生たちも法律の学習が必須です。教育基本法や学校教育法は，教育学部の学生たちが学ぶ重要な法律になっています。この他に，教育学部生のみならず，教員免許取得を希望するすべての学生は「日本国憲法」が必修です。さらに，

小・中学校の社会科公民分野の「内容」には，法学学習に関係することが組み込まれています。

このように，私たちのまわりには，法学学習をしなければいけない人たちがたくさんいます。そのような人たちから，「法学学習」に対する抵抗感を取り除いてあげる方法を考えることが必要です。単に抵抗感をなくすだけではなく，学習者自らが主体的に法学学習をすすめていける条件を整えてあげる必要があります。これは，法学教育に携わっている者だけではなく，教育方法の研究をしている私たちも考えていかなければならない問題です。

このような問題意識から「看図アプローチ法学教育プロジェクト」が生まれました。今のところ，本稿の共著者が主要メンバーになっています。メンバーの中の大山だけが法学の専門家，あとは全員，法学の素人です。看図アプローチ法学教育プロジェクトは 2021 年の春先から活動を始めました。

看図アプローチは，「みること」を重視した協同学習のツールです。とくに，学習者の「学びに向かう力」を育てることに適していると考えられています。大山（2021）は，この点に着目しました。大山は，看図アプローチによって「学びに向かう力」を高めながら民法を学習していく授業実践を

1) 天使大学
2) 青山学院大学
3) 日本医療大学
4) 中村学園大学短期大学部

試んでいます。「学びに向かう力」は、OECD（邦訳 2018）が「社会情動的スキル」とよんでいるものに相当します。

大山（2021）の実践は、コロナ禍という、様々な制約が加わる条件下でなされました。それにもかかわらず大山の実践研究から「看図アプローチと講義法を組み合わせる」という新しい提案も生まれています。

法学学習に多くの人が抵抗感をもつことの原因のひとつに、法律文章の難解性があげられます。例えば「税金に関する法ルール（『税法』とよばれる）などは、『これが日本語か！』と思うくらいにひどい（森田 2020,p.55）」ものです。ここまで酷評されると、逆に「税法の文章はどうなっているのか」という好奇心が湧いてきます。そこで、デリバティブ取引に関する「税法」の条項をひとつだけみてみましょう。

（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第六十一条の五 内国法人がデリバティブ取引（金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものその他財務省令で定める取引（次項において「為替予約取引等」という。）を除く。以下この項において「未決済デリバティブ取引」という。）があるときは、その時ににおいて当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより

算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

確かに手強い文章です。好奇心だけを原動力にして、これを読みすすめることは難しいと思います。

しかし幸いなことに、すべての法律が「税法」のような文章で書かれているわけではありません。例えば「民法」などは、法学の門外漢である私（鹿内）でも読み解ける文章になっています。そこで鹿内他（2021a）は、「民法」の中に知的な面白さを見つけ出し、その面白さと看図アプローチの面白さを融合させて、「学びに向かう力」を引き出す授業試案をつくっています。大山他（2021）も「民法」を題材にした授業づくりを報告しています。大山他では、将来、保育職に就く短期大学生たちが学習者になっています。大山他では、この学生たちが保育場面で遭遇する可能性の高い出来事を描いた絵図（ビジュアルテキスト）を教材としています。大山他のこの研究では、看図アプローチ協同学習によって民法を学ぶ、授業モデルの提案がなされています。さらに鹿内他（2021b）では、看図アプローチ法学教育プロジェクトを小中高学習指導要領の枠組の中で展開していく可能性について検討しました。看図アプローチ法学教育プロジェクトは、活動を始めてまだ半年も経っていません。しかし、着実に研究を展開できています。直近の研究である大山（2021）・鹿内（2021b）では、学習者にとって「身近な問題」を取り上げるようになってきています。本稿はこの流れの延長上にあります。本稿では、身近でよく見聞きし、かつ多くの人が被害を受けている「社会的迷惑行為」を題材にしていきます。「社会的迷惑行為」を法学教育の枠の中でどのように取り扱うことができるのでしょうか。看図アプローチを活用した授業をどのように組み立てたらいいのでしょうか。さらには、社会的迷惑行為を法学教育によって克服していけるのでしょうか。このよ

うな問題を検討し、今後の授業実践につながる知見を整理していくことが、本稿の目的になります。

Ⅱ．本稿で取り上げるトピック

社会的迷惑とは

「社会的迷惑」は、主に社会心理学の枠組の中で検討されてきました。吉田他（1999）は社会的迷惑を次のように定義しています。社会的迷惑行為とは、「行為者が自己の欲求充足を第一に考えることによって、結果として他者に不快な感情を生起させること、またはその行為を指す（吉田他 1999,p.54）」。

吉田他は、これを「暫定的定義」として用いています。しかし、その後原田他（2009）や北折（2017）では、上記説明を社会的迷惑の「定義」として用いています。そこで本稿でも、社会的迷惑に関する吉田らの説明を「定義」として採用していくことにします。

ハトへの餌やり

本稿では、「ハトへの餌やり」を社会的迷惑行為のひとつとして取り上げます。ハトへの餌やりは、その行為が多くの付近住民に不快感情を生起させることから、上記の「社会的迷惑の定義」にも合致します。また、ハトへの餌やりは、全国各地で迷惑行為として問題化しています。いくつかの自治体は、「条例」によってこの問題に対処しようとしてきました。しかし、ハトへの餌やりは、動物愛護の精神に則った行為でもあります。このため、罰則によってハトへの餌やり行為を直接規制できずにいます。

例えば大阪市は、次の方法で「ハトへの餌やり」問題に対処しようとしていました。大阪市は、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し「公共の場所の清潔の保持の観点から、はと、からすその他の動物へ餌を与えた後に清掃を行うこと等を義務付けました。」（施行日 2019 年 12 月 14 日）（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000488654.html#1> 2021.8.26 閲覧）

この対処法は、法学を専門としていない私（鹿内）にとっては強い違和感を覚えるものでした。

「ハトへの餌やり」問題が「清掃」の問題にすり替わってしまっています。しかも大阪市の解説では、次のことを強調しています。「生活環境を阻害する行為を規制するための改正であり、餌を与える行為を規制するものではありません。」（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000488/488654/hurippu.pdf> 2021.8.26 閲覧）「餌を与える行為を規制するものではありません。」と明記しているのですから、「ハトへの餌やり」行為を規制できるわけがありません。

「ハトへの餌やり」は私たちの身近にある問題です。しかしそれは、条例の改正までして自治体に対応しようとしているほどの重大な問題なのです。河原でのバーベキュー問題など、自治体が条例によって克服を試みている社会的迷惑行為は他にもあります。

「ハトへの餌やり」問題を考えることは、他の社会的迷惑行為について考えることにもつながっていきます。このような題材をこそ、法学教育の場にのせていきたいと思います。またその際、できたら看図アプローチを活用し、学習者の「学びに向かう力」を引き出せる授業づくりをしていきたいと思います。そのためにまず、「ハトへの餌やり」をめぐる教材づくり・発問づくりの検討から始めていきます。

教材・発問づくりの情報源

上で、大阪市の条例改正について紹介しました。そのためここでは、大阪市で起こっている「ハトへの餌やり」問題を取り上げていきます。教材化に活用した情報源は 2 つあります。ひとつは、2021 年 6 月 4 日（金）放送の「羽鳥慎一モーニングショー」です。（<https://kakaku.com/tv/channel=10/programID=59158/episodeID=1473665/>）

以前は、放送内容映像も見ることができました。2021 年 8 月 26 日現在、映像は見ることができませんでした。ただし放送内容についての文字情報は、上記 URL で参照することができます。「マンション住人が、毎日、ハトに餌やりをしていて、

付近住民が糞害などで悩まされている」という内容です。

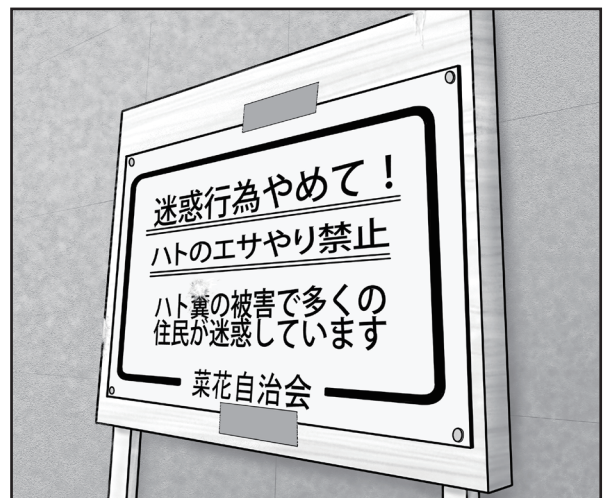
もうひとつは、2021 年 6 月 28 日（月）放送の MBS テレビ「よんちゃん TV」内『憤マン！』の報道です。（<https://www.mbs.jp/4chantv/news/hunman/article/2021/06/084627.shtml>）2021 年 8 月 26 日現在で、この URL で放送内容映像も見ることができます。放送内容についての文字情報も参照することができます。この放送では、上記「羽鳥慎一モーニングショー」で放送さ

れたものと同じ現場を取り上げています。

これら 2 つの番組をもとにして、授業で使う絵図（ビジュアルテキスト）と発問をつくりました。ビジュアルテキストと発問づくりにおいては、2 つの番組で放送されたものを少しアレンジしました。絵図は、文字情報を全く含まないもの 2 つ（絵図 1・絵図 2）と文字情報を含むもの 1 つ（絵図 3）です。これら 3 つの絵図を用いた看图アプローチ予備実践を次に紹介します。



絵図 1



絵図 3



絵図 2

©yuki.ishida

Ⅲ．制作した絵図を用いた看図アプローチ予備実践

予備実践に参加した、本稿共著者大山と山下のデータをもとに紹介していきます。大山と山下は学習者役を務めました。鹿内が授業者役です。

学習者役には、これらが「ハトへの餌やり」に関するものであることも、今回の予備実践が社会的迷惑行為につながるものであることも伝えていません。この予備実践は、メールのやりとりによって行いました。まずは、看図アプローチの手順に従って絵図 1 を読み解いていけるかチェックします。

「ものこと原理」による読み解きーものー

最初は「ものこと原理」の「もの」です。各学習者役に、絵図 1 に描かれている「もの」を 4 つずつ出してもらいました。

大山は「ブラインド・タイル・電線・手」を、山下は「白い粉・柵・袋・ねじ」をあげていました。問題ありません。このステップは難なく通過です。

「ものこと原理」による読み解きーことー

次は「こと」の読み解きです。今回は、2 つの教示によって行いました。いずれも「外挿」活動を求める教示（教示 1）です。

教示 1

絵図 1 から

- ①他の人はあまり考えつかないだろうと思う「こと」
 - ②他の人もたぶん考えつくだろうと思う「こと」
- を考えてください。

このメールに対し各学習者役から次の返信がありました。

大山の「こと」読み解き

- ①子どもが送電線に粉末を振りかけて、いたずらをしようとしている。
 - ②鳥か昆虫を呼び寄せて、観察しようとしている。
- （白い粉末のように見えるものは、餌で、鳥・昆虫を呼び寄せるため、できる限り自分の姿を隠そうとしている。）

山下の「こと」読み解き

- ①ブラインドは壊れているのではなく、あの部分だけ縦ブラインドになっている。
- ②違法薬物の粉を撒いている。

山下のこの「違法薬物散布仮説」に対して、さっそく大山の反論が届きました。

大山の反論

違法薬物である可能性は低いと考える。確かに白い粉との読み解きを読んで、私も違法薬物を連想しました。しかし、違法薬物ならば、単に所持しているだけでも、犯罪になるはずです。窓から外に向かって違法薬物を撒き散らすことで、わざわざ自分が犯罪を犯していることを知らせること、言い換えれば、刑罰を甘受しなければいけなくなる不利益を受けるような行動に出ることは、通常は考えがたいからです。（違法薬物ならば、自分なり、他人なりに注射したり、自分が吸入して使うものですし、末端価格は非常に高価なはずなので、外にばら撒くようなことはしないと思います）

大山はこの反論をもとに、「白い粉のようなもの」について新しい仮説も提案しています。

大山の新仮説

また、手すりを見ると、少なくとも 6 箇所に白い物体が付着しているようです。この白い粉のようなものを（窓の内側にいる人物が）撒いた結果として手すりに白い物体が付着したとすると、何回も（撒く場所を変えて）この粉のようなものを窓の内側から外に撒いているようです。そうすると、他の可能性としては、手すりの防さびなどをするための物質でしょうか。（そのために、手すりのあちこちに白い物体が付着している）

大山の反論に対して山下も反論してきました。看図アプローチを通して対話的学びが始まったのです。

山下の反論

やはり、違法薬物ですね…

山下は白い粉の鳥の餌を見たことがあります。もし、小麦粉を餌として与えているのなら、鳥のことを全然わかってない人だと思います。しかも、ちょっとブラインドの感じから怪しさが伝わってきますし、普通の人は違法薬物とか持っていないですし、違法薬物持っているので、そもそも「おかしい」が前提です。普通の考えが通用しないので、もしかすると、みんなに気持ちよくなってもらおうと、撒いているのかもしれない。

山下も反論しながら新しい考えを発展させていきます。山下は「ブラインドの感じから怪しさが伝わ（る）」→「（絵図 1 に描かれている人物は）普通の考えが通用しない」人かもしれない、という新しい仮説を導いています。

このように絵図 1 は、それぞれの学習者たちの個性的読み解きを可能にする可能性がとても高いものであることがわかりました。そこで、大山と山下の議論はここで切り上げて、次のチェック事項に移ることにしました。

次にチェックするのは、「どんな発問・教示をしたら絵図 1 から社会的迷惑行為について考えてもらえるか」です。このために用意したのが次の発問（発問 1）です。

発問 1

（絵図 1 の）この部屋は何号室でしょうか。

学習者役からは、さっそく次の解答が届きました。

大山の発問 1 への解答

203 号室だと思います。根拠—電線が窓の前に見えます。特別高圧（2 万 2,000V）の送電線のようなので、電柱で支えられている電線だと思います。そして、電柱の高さは、建物の 2～3 階程度であると考えたので、この部屋は 2 階だと考えました。そして、絵図からすると建物の端の部

屋ではなさそうなので、真ん中だと思い、203 号室にしました。

山下の発問 1 への解答

204 号室。電線がみえるので、2 階だと思います。かなりブラインドがボロボロなので、使っていない部屋で、もし部屋がたくさんあるとしたら（そもそも山下は戸建てを想定していました）、「4」という数字の部屋は使わないので、204 号だと思います。

ふたりとも、絵図に描かれている「もの」を根拠にした論理的な「外挿」を行えています。「絵図をもとにして考えを深める」ことは看図アプローチが重視している学習活動のひとつです。絵図 1 をビジュアルテキストにすると、その活動を引き出せることも確かめられました。

ふたりとも「2 階」という答えでした。しかし、大山が「2～3 階程度」を想定していること、及び教材づくりの情報源とした番組では「3 階」と言っていたことから、この予備実践では 3 階の部屋ということにして、次の発問につなげていきました。発問 2 では、「社会的迷惑行為」につながる直球を投げかけてみることにしました。

発問 2

303 号室ということにしていいいでしょうか。では、303 号室の住民は、302 号室・304 号室および 203 号室の住民に何か迷惑をかけていますでしょうか。

学習者役の解答を載せておきます。

大山の発問 2 への解答

303 号室の住民が、窓から手を出して何か白いものを撒いています。この白いものが鳥・昆虫の餌となるものであるために、鳥や昆虫が集まってきて、鳥や昆虫がかなりの騒音をたてていたり、302 号室・304 号室および 203 号室の窓や手すりに糞を撒き散らすようなことが起きていたとすれば、303

号室の住民が、302 号室・304 号室および 203 号室の住民の迷惑になる行為をしていると評価する余地が出てくるかと思います。303 号室の手すりに汚れが付いており、鳥の糞によるものである可能性がありそうです。（鳥が集まってくるならば、アレルギーの原因となるダニも運んできそうです。）

ゴキブリやハエが集まってきているならば、まわりの住戸にも影響が及びそうです。この場合にも、302 号室・304 号室および 203 号室の住民に迷惑をかけていそうです。

ちなみに、白いものは、おから（を乾燥させたもの）ですかね。「おから 餌」で検索すると、豚の餌の他に、鶏の餌にしていることなども出てきます。おから昆虫クッキーというハムスターの餌もありました。子どもの頃には、神社の近くの豆腐屋さんがおからを捨てていたので、そのおから（乾燥していないもの）を拾ってきて、神社に住んでいるハトに餌としてあげていました。

山下先生のご主張のように、303 号室の住民が撒いているものが違法薬物だとすると、まわりの住戸の住民の健康を害するのではないのでしょうか。そうだとすると、この場合にも、302 号室・304 号室および 203 号室の住民の迷惑になっているといえそうです。

山下の発問 2 への解答

303 号の住民は、302 号・304 号・203 号の住民に迷惑をかけていると思います。

そう考える理由として、

①白い粉が鳥の餌だった場合、ハトが必ず来ます。すずめにも餌をあげているつもりでも、ハトが来ます（これ、ほんとです）。ハトは駆除されるほど悪影響を及ぼすことがあります。糞による汚染・悪臭・金属の腐食、電線への巣作りによる停電の恐れ、感染症、鳴き

声による騒音などなど、203 号・302 号・304 号の住民に限らず、迷惑をかけると思います。

②白い粉が違法薬物だった場合、風向きによっては 302 号・304 号・203 号の住民が吸い込んでしまう可能性があります。洗濯物にも付着します。無意識のうちに違法薬物を摂取させられるなんて、迷惑極まりありません。——ということで、「迷惑をかけている」が解答です。

ふたりとも、迷惑の具体的な例をあげて「迷惑になっている」という結論を導いています。大山と山下では、「撒かれている白いもの」についての判断が分かれていました。しかし、ふたりとも自分の判断に基づいた答えだけでなく、相手の判断にも基づいた答えもまとめてくれています。ここでも協同学習が成立しています。私たちは「看図アプローチは協同学習のツールである（鹿内 2015, pp.15-18）」ということを主張してきました。このことは、絵図 1 を用いた場合にもあてはまることが確かめられました。

ここで初めて絵図 2 を呈示し、次の教示（教示 2）をしました。

教示 2

この絵図を描き込んでくれた石田さんに労いの言葉をかけてください。

本稿で用いている絵図も、全国看図アプローチ研究会専属アートスタッフの石田が制作してくれたものです。絵図 2 と上記教示は、この場面で生じる「迷惑の大きさを実感してもらう」ことを意図して用意したものです。この教示には、次の返信が届きました。

大山の教示 2 への返信

急に（絵図制作に）ご対応いただき、本当に大変だったかと思います。また、確認の絵図は、たくさんのお米を書くのが大変だったかと思います。本当にありがたく思います。

山下の教示 2 への返信

石田先生～～！鹿内先生のペースに合わせるの、大変だと思います（笑）
いつもありがとうございます～～～！！

石田への「辛い」を求める教示は、「描き込まれている」米粒の多さに着目させることを意図したものでした。これだけ多くの米粒が撒かれていることから、ここに集まるハトの多さが想像できるのではないかと考えたからです。山下は授業者役（鹿内）の意図からはずれたことを言っています。しかし、大山は米粒の多さに言及してくれています。これが対面の学びであったなら、大山の発言から、集まってくるハトの多さに気づいていくこともあるかと思います。ただ今回は、授業者役の目的が達成されたとは言い難い学習者役の反応でした。実際の授業をつくっていく時には、「辛い」の言葉をかけてください」という教示の出し方を検討する必要があると思います。

上記教示 2 に引き続き、次の教示 3 もしてあります。

教示 3

絵図に描かれた場所の近くに住んでいる住民が「自治会長（町内会長）」にあてた手紙を想像して書いてください。

この教示に応えた学習者役からの返信が以下の文章です。

大山の教示 3 への返信

自治会長への手紙

〇〇マンションの 3 階に住んでいる人が、餌をばら撒くので、たくさんのハトが集まってきて、困っています。このハトの鳴き声がうるさいですし、糞をハトがするので、匂いもすごくて大変困っています。自治会の力で、何とか止めさせていただけないでしょうか。

山下の教示 3 への返信

自治会長さま

日頃からマンション住民のために色々ご尽力いただき誠に感謝申し上げます。先日も、マンションのエントランスの異臭騒ぎにご対応いただき有難うございました。さて、最近、決まった時間にハトがマンション入り口付近に集まるようになり、不思議に思っていましたら、どうやらマンション住民の方の誰かがハトに餌をあげているようです。ハトは感染症やアレルギーの引き金にもなりますし、ハトの糞による異臭も発生します。マンションの安心・安全な暮らしのためにも、一度その様子をご確認いただき、ご対応いただければと思います。なお、餌を与えているのは 3 階に住んでいる方の方です。お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ふたりとも、この場面で起こっている社会的迷惑行為については実際の状況に近い内容で把握できています。そこで、「自治会長及び自治会は、絵図 3 のような対応を取りました。」という設定にして、絵図 3 を呈示しました。さらに次の課題（課題 1）も出しました。

課題 1

ここまで把握できた状況をもとに、法学の専門家への質問を考えてください。「困りました、どうしたらいいのでしょうか」のような漠然とした質問は不要です。法学的な判断が必要になるような質問を考えてください。

大山は法学の専門家ですから、この課題の解答者からはずしました。代わりに、本稿の共著者石田に解答してもらいました。石田は絵図制作に携わっていたため、ここまでのやりとりからはずれてもっていました。ただし、ここまでのやりとりは CC メールを通じて把握しています。石田が出してくれた質問は以下です。

課題 1 に対する石田の質問

【質問 1】

この看板を設置しても、“餌やり男”が見てくれるか、実際に餌やりをやめてくれるかわかりません。見て見ぬフリをされるかもしれません。そこで、どうしてもやめてくれない場合、どれくらいの期間経過したら訴えられる、ということはあるですか。そもそも訴えることができますか？

【質問 2】

（訴えられるとして）餌やり男は「そんな看板知らん」などと、しらを切るかもしれません。この看板や周辺住民の声、はたまた大量に残された餌やハトによる被害の映像や写真は証拠として認められますか？

【質問 3】

看板の文言に「ただちにやめないと法的措置に移ります」のようなことを書いても良いのでしょうか？より強い警告になるように思いました。

社会的迷惑行為を心理学的に分析する場合、行為者（迷惑行為を行う人）と認知者（ある行為を見て不快になる側）に分けて考えるのが一般的です（例えば北折 2017）。石田が出してくれた 3 つの質問は、認知者側に寄り添える人なら知りたくなることばかりだと思います。「知りたくなる」という、この動機を活用した授業展開に、これらの質問をつなげていくことができると思います。

一方、山下は少し変わった反応を送ってきました。

課題 1 に対する山下の反応

“ここまで把握できた状況をもとに、法学の専門家への質問を考えてください。「困りました、どうしたらいいのでしょうか」のような漠然とした質問は不要です。法学的な判断が必要になるような質問を考えてください。”
——上記の意味が分かりません。

「法学的な判断」が必要になるような事象

が起きているのでしょうか？自治会への連絡もして、看板も立てていて、何か問題が起きているのでしょうか？「困ったことが起きている」ということが前提なののでしょうか？

？？？

山下は法律のド素人ですので、そもそも「法学的な判断」自体も、よくわかりません。。。。すみません。。。。可能でしたら、もう少し発問を「分かりやすく」していただけると助かります。。。。

看図アプローチは、このようなイレギュラー反応も大歓迎です。しかし、山下のこの反応に授業者役として対応するためには、少し社会心理学の知識が必要です。まず使えそうなのは、原田他による次の指摘です。「社会的迷惑行為を行う者には、迷惑行為を迷惑と認知せずに行う者と、迷惑を認知して行う者との 2 つのタイプが存在（原田他 2009,p.122）」します。山下の反応には、迷惑行為に対する認知の違いが反映されているのかもしれませんが。

もうひとつ、北折（2017）の分析も参考になります。北折は、「迷惑行為をとがめられたときの反論」を 6 つに分類しています。そのうちの 4 つが、山下の反応理解に使えそうです。それを載せておきます。

1. 「法律に違反しているわけではない、何も間違ったことをしていない」というパターンの反論。
2. 「誰の迷惑にもなっていない」という形の反論。
3. 「みんなやっているのに、どうして自分だけがとがめられるのだ」という反論。
4. 自身の迷惑行為は重大なことではない、他にももっと重大なことがあるではないかという形の反論。

（北折 2017,pp.16-18 より抜粋）

このような原田他（2009）・北折（2017）の指摘を考慮して、次のような表現で課題を出し直

しました。

山下への再課題

多分、山下先生は餌を撒いている本人なのではないかと思います。違っていたらすみません。餌を撒いている人の立場からの質問でもいいです。

このような表現にしたら「これなら考えられます!! (笑)」という爽やかな返信が届きました。その返信には、次の3つの質問も書かれていました。

再課題に対する山下の質問

【質問 1】

「は～～～（怒）?! 誰がこんな看板たてたんだ!! そもそもこんな看板たてる権利あるのか?? 責任者は誰だ!!! 責任者呼んで来い!!!」（かなりの立腹）

【質問 2】

「餌を撒いただけで迷惑行為になるのか? なるはずないだろう??? 俺は善意でやってやってるんだ! だいたい、ハトに餌やり禁止とか、法律で決まってるのか? ハトに餌やると迷惑って www ケケケケ!! そもそもそんな法律はないはずだぞ!」（ちょっと呑みでる感じで話している）

【質問 3】

「俺は週に 3 回しか餌を撒いてないんだ。お前らは毎日ペットに餌をやってるが、俺は 3 回だけだ! 週に 3 回だけしかやってないのに、迷惑行為になるのか? あ?!」（ちょっと冷静に話し始めたものの、最後は怒り始めた感じ）

これらの山下の反応は、授業づくりのために大切なことを教えてくれています。まず、社会的迷惑行為の行為者の立場をとらせた方が考えがすすむ人がいるということです。また、そのような人たちの考え方を理解するために、社会心理学者が行った「社会的迷惑行為をとがめられた時の反論分類」は役に立つということです。実際、山下が

出してくれた「質問」は、質問というよりは、社会的迷惑行為をとがめられた人の反論に似ています。

ここまで、社会的迷惑行為を教材にした看図アプローチ予備実践は順調にすすんできました。ところがここでちょっとしたハプニングが起こりました。学習者役をしてくれていた大山が、授業者役（鹿内）が用意した教材のネタ元をつきとめてしまったのです。これはすばらしいことです。大山は主体的に深い学びをしてくれたのですから。また、鹿内が用意した教材も、主体的学びを引き出す力をもっていたということを示すエピソードにもなります。ただ、ネタ元を知ってしまった大山にこのまま学習者役をやらせようわけにはいきません。本番の授業づくりのためにチェックしておきたい項目もほとんどチェックし終わったところでもありますので、今回制作した絵図を活用した看図アプローチ予備実践はここでひとまず打ち止めにすることにしました。

次章からは本番授業で活用できそうな資料づくりをしていきます。

IV. 授業資料

大山（2021）は、看図アプローチと講義法の組み合わせを提案しています。ここでは、看図アプローチで動機づけたあとに行う講義法のバリエーションについて考えていきます。

現在は講義もオンラインで行うことが多いと思います。オンライン授業にのせやすい、講義のバリエーションとして、教員と学生の質疑応答や対話をイメージした、読み物を試作してみました。それが、以下に載せる「大山教授と学生の質疑応答・対話」です。

この授業資料を作成するにあたって、まず最初に「質疑応答・対話」形式ではない普通の説明文を大山に書いてもらいました。それをもとに鹿内が「質疑応答・対話」形式の資料にアレンジしました。したがって、この授業資料に関する文責は大山にあります。

「大山教授と学生の質疑応答・対話」本文

大山教授

それでは皆さん、ここまでのところで、いろいろ質問したいことや確認したいことが出てきたと思います。初歩的なことでも発展的なことでも、何でも構いませんから、皆さんからの質問を受け付けたいと思います。どなたからでもどうぞ。

学生 S

はい。まず、この状況を見ていると、ハトへの餌やりをやめさせたいと思っている住民は多くいるのだと思いました。看板等をお願いしてもやめてくれないのですから、法的手段に訴えてでも「やめさせたい」のではないかと思います。こういう事例で、住民は餌やりをやめさせる法的手段をとれるものなのでしょうか。

大山教授

「そもそも、餌やりをやめさせる法的手段をとれるか。」いい質問ですね。結論から言えば、法的手段をとることはできます。これまでの裁判例では、騒音・震動・悪臭・日照妨害などが差止請求の理由として認められています。

学生 S

法的手段をとれるのですね。それでは、ハトの餌やりが原因になって裁判がなされた前例はあるのでしょうか。

大山教授

前例はあります。新聞報道もされた事例なんかは、わかりやすいと思います。新聞の書誌情報（注 1）はあとで教えます。まず、概要を説明しますね。この事例は A さんと B さんとの間で起こったことです。A の家と B の家は、幅 4 メートルの道路を挟んで向かいあって建っています。A が自宅の前でハトに餌をやり続けていたために、B の家にもハトがとまるようになりました。そのために、大量の糞で B の家が汚されることになり、屋根や雨樋が劣化し始めました。B の家では洗濯物も干せなくなっていました。B は「不衛生で病気の原

因になるから餌やりはやめてほしい」と A に伝えました。しかし A は B の申し入れを一顧だにしませんでした。それで、たまりかねた B は A に対して裁判を起こしたのです。

学生 S

そうなんですか。B さんの気持ちはよくわかる気がします。それで結果はどうなったのですか。

大山教授

大阪地裁は、A に対して、B の家の周囲 30 メートルでハトへの餌やりを差し止めることと、216 万円の損害賠償を支払うことを命じる判決を出しました。

学生 S

へえー、損害賠償まで認められたのですね。この判決の根拠となる法律は「民法」でいいですか。

大山教授

ハトへの餌やりに限らず、損害賠償請求に関しては民法 709 条が根拠になりますね。

学生 S

民法 709 条ですね。ちょっと条文を確認してもいいですか。（間）ああ、出てきました。これですね。「第 709 条、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」だいたい理解できてきました。先生、ありがとうございます。でも先生、民法 709 条は「損害賠償」に係る規定ですね。ハトへの餌やりを差し止める根拠も、やはり民法ですか。

大山教授

はい、といっても、少し説明が必要ですね。民法という法律のことを民法典といいます。このような場合に差し止めを認める明文の規定は、民法典にはありません。詳しいことは債権各論などの授業で学ぶことになりますが、民法 710 条では「身体、自由若しくは名誉」のような人格に関わる利益を保護しています。この規定に現れている人格に関わる利益を保

護する民法典の精神などを基に、判例・学説は「人格権」という権利を認めています。そして、現在では、人格権が侵害されたことを理由に、そのような侵害行為を排除すること、すなわち、侵害行為の差止めを認めるようになったのです。

学生 S

明文化された規定がないんですか。それに「人格権」。少しくんがらがって来ました。

大山教授

説明を複雑にしてみましたね。複雑つながりで言うと、この事例はさらに複雑な事情が絡んでいるのです。

学生 S

えっ、どんな事情ですか。そっちの複雑な事情には興味あります。

大山教授

実は、A が餌やりを始める前に、B が自宅を 3 階建てにしていました。これにより A 側に日照障害・電波障害が生じていたようです。その仕返しとして A がハトに餌を与えていたと裁判所は認定しています

学生 S

それを聞くと、なんか A さんに同情を感じてしまいますね。で、裁判所が認定したのは「日照障害・電波障害が生じていた」ということですか、「仕返しとして A がハトに餌を与えていた」ということですか。

大山教授

いい質問ですね。判決文そのものが判例を扱う雑誌やデータベースに掲載されていなかったの、新聞の記事しか資料がなかったのですが、新聞記事によると、裁判所は、両方を認定しているようです。

学生 S

そうなんですか。日照障害も電波障害も認定されているのなら、A さんも裁判起こしたら勝ちますね。あっ、先生、私ばかり質問してしまってますみません。

大山教授

いえいえ、大丈夫ですよ。追加の説明は「ハト等への餌やり補足資料」（後掲）に載せておきますから、そちらも参考にしてください。

（注 1 読売新聞 2010 年 3 月 13 日朝刊 39 面）

ハト等への餌やり問題補足資料

この資料も講義をオンラインとする時のバリエーションとして作成しました。餌やりは、ハト以外に対する小動物でも、社会問題化しています。これらの社会的迷惑行為と法との関連についての状況を大山に概観してもらいました。この節も大山の文責によって執筆しています。補足資料本文を以下に載せておきます。

ハト等への餌やり補足資料

野良猫やハト・カラスへの餌やりについてトラブルになることが増えているようです。餌やりをする人は動物愛護の気持ちで餌をあげている一方で、餌やりのために野良猫などが多数集まってきて、そのために糞尿による被害や鳴き声などによる騒音による被害が生じている、と周辺住民から苦情が述べられることが多くなっています。

後に述べるように、餌やりの問題も法で対処する方向が見られるようになりました。動物愛護や管理の問題が単なる「モラルの問題」ではなく「法の問題」になってきていることが指摘されています（青木 2011, p.8）。餌やり行為についても、このことが当てはまるようです。

1. 条例や法律による対処

飼育していない動物に餌をあげる行為自体を禁止していないものの、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすような餌やりを規制する法規範はあります。2008 年の荒川区が最初だったといわれていますが、複数の市区町村で、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすような餌やり行為に対して、市区町村長が指導・勧告・

命令をできることを条例で定め、命令違反に対しては過料（義務違反に対して課されるもの。刑罰ではない）や罰金刑（刑罰）を科すなどの制裁を定めています。

さらに、カラスなど特定の動物に対し餌をやることを禁止している条例も複数あります（各自治体の条例の内容については、地方自治研究機構 (2021) を参照）。

餌やり行為の問題も今まではモラルなどでひどい問題となっていなかったようですが、現実の問題として放置することができないほど社会問題化し、一部で深刻な事態が生じていたので、つまり、モラルで対応できなくなったので、条例という法規範が作られるようになったのです（京都市の条例に関する内容については藤島 (2015, p.59) 参照）。

そして、国のレベルでも、動物の愛護及び管理に関する法律が 2019 年に改正され、餌やり行為により周辺的生活環境が損なわれているときには、都道府県知事（政令指定都市の場合には、市長）が、餌やり行為をする人に対して指導・勧告・命令をすることができるようになりました（同法 25 条）。この命令に違反すると、50 万円以下の罰金に処せられます（同法 46 条の 2）。

もっとも、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような餌やり行為を罰則付の条例で規制する自治体においても、違法かどうかの線引きは難しいことがいわれています（日本経済新聞 2020 年 9 月 8 日夕刊 9 面）。

また、このような条例が一人歩きして、条例によりすべての餌やり行為が全面的に禁止されているとの誤解が市民の間に生じて、いわゆる「地域猫」活動で適正に餌をやっている人に対して恐喝・つきまといがなされた事案も発生しています。この事案については、恐喝などをしたとされる人が訴訟でまったく争わなかったこともあり、このような恐喝などをした人に対して損害賠償をするよう命じ

られています（京都地方裁判所平成 29 年 3 月 23 日判決〔消費者法ニュース 112 号 336 頁掲載〕、朝日新聞 2017 年 12 月 21 日朝刊 29 面も参照）。

2. 被害を受けている市民から餌をやっている人への差止めの請求など

周辺の住民から餌をやっている人に対しては、周辺の住民が受忍すべき限度を超えているならば、(1) 餌やりをしないように求める差止めの請求や、(2) 餌やりのため集まってくる猫・ハト・カラスなどの糞や鳴き声などにより生じている損害の賠償の請求（民法 709 条）をすることができます。

野良猫への餌やりのために、周辺住民に糞尿による被害が生じた場合に、餌やり行為をした人に対して糞尿による損害を賠償するよう命じた判決も複数あります。神戸地方裁判所平成 15 年 6 月 11 日判決〔判例時報 1829 号 112 頁掲載〕は、近くに猫嫌いの人がいて、自分が野良猫に餌を与えていることによって付近に野良猫が集まるようになり、その結果として野良猫の糞尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫への給餌を中止すべきと判断しています。この事件では、野良猫への餌やりを止めることなどを求めて被害を受けた住民が民事調停の申立をしたことに対して、餌やり行為をしていた側から嫌がらせ行為等がされている事情もあります。福岡地方裁判所平成 27 年 9 月 17 日判決〔裁判所ウェブサイト掲載〕は、保健所から行政指導を受けた後も野良猫への餌やりを続けていた場合に、糞尿被害を防ぐため餌やりを中止するか、室内飼育を行うなどの措置を執るべきだったと判断しています。

また、ハトへの餌やりについても、新聞報道（読売新聞 2010 年 3 月 13 日朝刊 39 面）によれば、A の家と B の家とが、幅 4 メートルの道路を挟んで向かいあっていた。A が

自宅の前でハトに餌をやり続けていたために、B の家にもハトがとまるようになった。そのために、大量の糞のために B の家の屋根・雨樋が劣化し、B が洗濯物も干さなくなった。B が不衛生で病気の原因になると A に言ったのに、A は一顧だにしなかった。このような事件で、大阪地裁は、A に対して、B の家の周囲 30 メートルでハトへの餌やりを差し止めることと、216 万円の損害賠償を支払うことを命じる判決を出したとのです。もっとも、B が自宅を 3 階建てにして、そのために A 側に日照障害・電波障害が生じていたようです。その仕返しとして A がハトに餌を与えていたと裁判所は認定しています。

ただし、ちょっとくらい騒音がしたり、悪臭がしたからといって、直ちにその原因となる餌やり行為を止めるよう求めたり、損害賠償を求めることができるわけではありません。そうでないと、日常生活も含めた活動が一切できないことになりかねないからです。騒音や悪臭などについて、被害者が我慢しなければならない限度（受忍限度）を超えていると判断された場合に、原因となる行為（ここでは、餌やり行為）の差し止めや損害賠償を求めることができます。受忍限度を超えているかどうかの判断では、周囲の環境や行為の態様なども考慮の対象とされます。

なお、訴訟で餌やり行為の差し止めを認める判決が下されても、その判決を実行する方法は、間接強制といって、例えば、判決に違反して餌をやるごとに 1 回あたり 5 万円を払わせるような内容になります。違反して餌やりを続けると、支払わなければならないお金が増えます。通常は、お金を払いたくないので、違反をしなくなることを狙っていくという方法によります。このため、餌をやっている人が非常に大金持ちで、お金を払うことができる限り、判決が出ても、餌やりを続けることができてしまいます。確かに、お金持ち

ならば、違反行為に対して支払う額を高く定める、言い換えれば、違反すると痛手になる額を定めるのですが、違反している人がお金を払うことができる限り、限界があります。

3. マンションの住民が餌をやっている場合のマンションの管理組合の措置

分譲マンションの住民が餌やり行為をして、その結果としてマンションの他の住民の迷惑になっているならば、管理組合が訴訟を提起した上で、最終的には餌やり行為をする人をマンションから追い出すことができます。

区分所有者（分譲マンションの専有部分の所有者）は、区分所有者の共同の利益に反する行為（共同利益背反行為）をしてはならないとされています。区分所有者から専有部分を借りている人についても、同様に共同利益背反行為をしてはならないとされています（建物の区分所有等に関する法律 6 条）。この義務違反に対しては、管理組合は、総会での賛成に基づいて、違反行為の差し止め、違反する者の専有部分の使用の一時禁止、それでも問題が解決しないときには違反者の専有部分の競売や、違反者が専有部分を借りている人の場合には、専有部分を借りて使用するための契約の解除と明け渡しを請求する訴訟を提起することができます（建物の区分所有等に関する法律 57 条から 60 条）。

タウンハウスの区分所有者が野良猫へ餌をやっていた場合に、タウンハウスの敷地内でのネコの餌やり行為の差し止めを認めた判決もあります（東京地方裁判所立川支部平成 22 年 5 月 13 日判決〔判例時報 2082 号 74 頁掲載〕）。動物飼育禁止条項・迷惑行為禁止条項が管理組合で定められていた事例ではあるけれども、糞尿被害等があるならば、このような条項が定められていなくても、餌やり行為の差し止めができと考えられています（弁護士篠原みち子先生のマンション管理お役立ちコーナー 第 10 回『生活ルール上のトラ

ブル対応について』 http://kanrikyo.or.jp/oyakudachi/vol10_2410.html [2021.8.7 閲覧]）。

区分所有者がバルコニーで野鳥への給水器等をおいていた場合に、その行為の差止め、専有部分の使用禁止、さらには、専有部分の競売が認められた事例もあります（東京地方裁判所平成 24 年 12 月 14 日判決〔判例集未掲載〕）。ただし、この事案では当該区分所有者が他にも共同利益背反行為を多数行っていた事情もありました。

区分所有者ではなく、専有部分を借りている人が、ベランダでハトへ餌をやっていてやめない場合に、その人と区分所有者との専有部分を使用するための契約を解除し、その人に対して専有部分の明け渡しを命じた判決も、あります（東京地方裁判所平成 7 年 11 月 21 日判決〔判例タイムズ 912 号 188 頁、判例時報 1571 号 88 頁掲載〕、東京地方裁判所令和 2 年 1 月 30 日判決〔判例集未掲載〕）。

V. 今後の課題

最も重要な課題は、本稿で蓄積してきた知見をいかした本番授業を設計し、実践してみることです。それも様々な学習者に実践する必要があります。法学を専攻する学生・将来社会的迷惑行為の指導に携わる可能性が高い教育学部の学生・社会的迷惑行為の行為者にも認知者にもなり得る小中高大生ならびに社会人、等々。学習者層は様々です。各学習者層の特性に応じて授業設計を調整していく必要もあります。その様々な調整も含めた授業モデルをつくっていくことが課題になります。

社会的迷惑行為と法との関係については、さらに授業づくり研究をすすめていかなければなりません。放置自転車・路上喫煙・河原でのバーベキューとそれに伴うゴミ不法投棄、等々。社会的迷惑問題は数多くあります。それらを目にするた

びに「日本人は劣化している！」と強く思います。例えば札幌市は「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」を制定しました。この条例に基づき美化推進重点区域を定めて「美しいまちづくり」を推進しています。美化推進重点区域ですら路上喫煙・歩きタバコ・吸い殻のポイ捨てが後を絶ちません。

奈良県天川村では 2017 年に「天川村をきれいにする条例」を制定しました。この条例では、例外とされた場所以外でのバーベキューが禁止されています。それにもかかわらず村外から天川村に来てバーベキューをする人が絶えません。さらにそういう人の多くは、河原にゴミを不法投棄していきます。このような迷惑行為を減らしていく、法学からの有効なアプローチが求められています。

社会的迷惑行為の多くは、目に見えるかたちで行われています。ビジュアルテキスト化しやすい現象です。その改善に看図アプローチが貢献できることが多いテーマでもあると思います。「ハトへの餌やり」以外にも看図アプローチ法学教育プロジェクトが取り上げていくべき課題はたくさんあります。

引用・参考文献

- 青木人志 2011 「現代日本社会におけるペット問題と法 我が国の動物法はいまどこにいるのか」『法律のひろば』64 巻 8 号 pp.4-10
- 青木人志 2020 『法律の学び方』 有斐閣
- 淡路剛久 2001 「人格権・環境権に基づく差止請求権」『判例タイムズ』1062 号 pp.150-157
- 地方自治研究機構 2021 「猫に関する条例と動物への餌やり禁止に関する条例」 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/006_wildcat.htm (2021.7.14 閲覧)
- 藤島光雄 2015 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（下）——動物愛護と餌やり禁止——」『自治実務セミナー』642

- 号 pp.56-61
- 原田知佳・吉澤寛之・吉田俊和 2009 「自己制御が社会的迷惑行為および逸脱行為に及ぼす影響—気質レベルと能力レベルからの検討—」『実験社会心理学研究』第 48 巻第 2 号 pp.122-136
- 伊藤裕康・石川清英・石田ゆき・伊藤公紀・鹿内信善 2010a 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅲ）—『景観行政論』導入部分の追実施—」『道都大学紀要美術学部』第 36 号 pp.11-19
- 伊藤裕康・石川清英・伊藤公紀・石田ゆき・鹿内信善 2010b 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅳ）—『花時計』を教材とした『景観行政論』の追実施—」『道都大学紀要美術学部』第 36 号 pp.21-46
- 伊藤裕康・石川清英・石田ゆき・伊藤公紀・鹿内信善 2014 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅹ）—『産業景観』を教材とした『くらしと景観』授業の追実施—」『道都大学紀要美術学部』第 40 号 pp.57-67
- 北折充隆 2017 『ルールを守る心』サイエンス社
- 窪田充見 2018 『不法行為法〔第 2 版〕』有斐閣
- 箕輪さくら 2020 「野良猫問題に対する行政の関与」『自治総研』通巻 503 号 pp.46-57
- 森田果 2020 『法学を学ぶのはなぜ？—気づいたら法学部，にならないための法学入門—』有斐閣
- OECD 邦訳 2018 『社会情動的スキル 学びに向かう力』明石書店
- 大山和寿 2021 「看図アプローチを用いた，民法についての事前学習会の実践—講義式などの授業での看図アプローチの活用の可能性—」『青山ローフォーラム』第 10 巻第 1 号 pp.1-30
- 大山和寿・山下雅佳実・石田ゆき・鹿内信善 2021 「看図アプローチを活用した法学における協同学習実践—民法を中心とした保育に関する問題を題材として—」『全国看図アプローチ研究会研究誌』8 号 pp.23-40
- 鹿内信善 2015 『改訂増補 協同学習ツールのつくり方いかし方—看図アプローチで育てる学びの力—』ナカニシヤ出版
- 鹿内信善 2018 「聴覚特別支援学校における看図アプローチを活用した授業づくり（Ⅰ）—F 校に対する看図アプローチの紹介活動—」『福岡女学院大学大学院紀要発達教育学』第 5 号 pp.1-7
- 鹿内信善・伊藤裕康・石川清英・石田ゆき・伊藤公紀 2009a 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅰ）—『景観行政論』導入部分の授業づくり—」『道都大学紀要美術学部』第 35 号 pp.11-19
- 鹿内信善・伊藤裕康・石川清英・石田ゆき・伊藤公紀 2009b 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅱ）—『花時計』を教材にした『景観行政論』の授業づくり—」『道都大学紀要美術学部』第 35 号 pp.21-41
- 鹿内信善・伊藤裕康・石川清英・石田ゆき・伊藤公紀 2013 「ヴィジュアルテキストの読解指導を取り入れた大学授業の改善（Ⅸ）—『くらしと景観』と『まちづくり概論』の接続—」『道都大学紀要美術学部』第 39 号 pp.75-89
- 鹿内信善・大山和寿・石田ゆき・山下雅佳実 2021a 「看図アプローチの法学教育への活用—『民法』授業開発のための予備的検討—」『全国看図アプローチ研究会研究誌』7 号 pp.19-32
- 鹿内信善・大山和寿・石田ゆき・山下雅佳実・川俣沙織 2021b 「看図アプローチの法学教育への活用（Ⅱ）—学習指導要領の枠組の中での活用可能性の検討—」『全国看図アプローチ研究会研究誌』9 号 pp.20-29
- 山本敬三 2007 「人格権」内田貴・大村敦志編『民法の争点』有斐閣 pp.44-47
- 横山美夏 2017 「義務違反行為の停止（1）」鎌

野邦樹・花房博文・山野目章夫編 『マンション法の判例解説』 勁草書房 pp.122-123
吉田俊和・安藤直樹・元吉忠寛・藤田達雄・廣岡秀一・斎藤和志・森久美子・石田靖彦・北折充隆 1999 「社会的迷惑に関する研究（1）」『名古屋大學教育學部紀要 教育心理学科』 46 巻 pp.53-73

謝 辞

本研究を行うにあたり、青山学院大学法学部附置判例研究所研究プロジェクト「続・法学における講義の改善に関する研究—学生が能動的になるような工夫の探求」の研究費をあてました。

2021 年 8 月 27 日受付

2021 年 8 月 30 日受理